

出版委員会に関する規程

一般社団法人粉体工学会

（目 的）

1. この規程は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）における出版委員会に関する必要な事項を定めるものである。

（出版委員会の役割）

2. 出版委員会（以下、委員会という）は、本会定款第5条の(2)に定める学術図書を含む刊行物の出版を企画するとともに、出版に関する事項を統括管理する。

（出版委員長および出版委員の選任）

3. 出版委員長（以下、委員長という）は、会長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
4. 委員長は会員の中から若干名の出版委員を推薦し、理事会の承認を得る。また、刊行の企画の必要に応じて、委員長は臨時委員を選出することができる。臨時委員に関しては、選出後、理事会の承認を得る。
5. 委員長および委員の任期は2年とし、重任を妨げない。
6. 補欠または増員された委員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

（出版委員会の運営）

7. 委員長は委員会を招集、運営するものとする。
8. 出版契約、印税の取り扱いなどに関しては、別に定める出版に関する規程による。

（その他）

9. 委員会は総会に向けて年間活動報告書の作成と提出を行うものとする。

（附 則）

この内規は、理事会の承認を得て、2018年1月4日から発効する。

（付 記）

2018年2月17日 制定（理事会承認）